

〇石、慶長六年府内に転封廢藩と述べ、かなりの相違点が見える。

「大分県史」近世篇Ⅰ白杵藩の項では、検地により四二万石と算定された豊後国には、「駒井日記」から海部郡四万四八〇石のうち、二万八〇〇石が垣見(寛)代官分、残り一万六八〇〇石は宮部代官の預りと推定している。翌文禄三年福原直高入城(五万石とも六万石とも)、慶長二年直高の府内城移封にともない、大野郡の代官であった太田一吉が大名として入封した(石高は疑問が多いとする)。なお、太田代官支配下の大野郡には、同二年十一月中川秀成が入封し、太田氏の支配高は約三分の一に激減したと述べる。

府内藩について「大分県史」近世篇Ⅱ府内藩の項は、「駒井日記」により大分郡五万七千余石は早川主馬首(長敏)が代官として支配し、代官給一万石を支給されたという。また、「豊府紀文」の、文禄三年早川氏大分郡領知一万二〇〇〇石(二万三〇〇〇石とも)預かり高四万八〇〇〇石(四万七〇〇〇石とも)の計六万石を領して府内に入封、また「豊城世譜」の文禄三年入封、領知一万三〇〇〇石、公料預かり四万七〇〇〇石説も同時に紹介し、今後の検討を要すと述べ、以後慶長二年一二万石、同四年改易、同年五月早川氏の木付よりの再入部、関ヶ原合戦後除封と「豊陽古事談」「豊府紀聞」による紹介をしている。

杵築藩については、「豊後国旧県管轄地沿革記」「豊後国各郡沿革記」あるいは「杵築市誌」「国東町史」「安岐町史」「豊陽志」等の紹介にとどまり、具体的な領主変遷には言及していない。

ともあれ、これら大友除国後の豊後に入った諸大名は、慶長の役終了時点及び関ヶ原合戦で大きく揺れ動くのであるが、これら諸大名と秀吉の関係を簡単に述べ、各項で具体的な動向を「清正勲績考」によって追求してみたい。

まず、福原・熊谷両名は、大友吉統の豊後除国に際して秀吉の使者として渡海し、慶長の役では両名のほか、竹中(兵三〇〇名)・垣見(寛)・毛利高政・早川(兵二五〇名)・豊前毛利各氏は先手衆目付として渡海している(毛利高棟文書)。つまり秀吉の側近の証明でもある。このほか中川秀成は一五〇〇名を率いて六番隊に属し、太田一吉は一二〇名を率いて釜山浦城目

付として渡海している(同上)。

慶長三年(一五九八)八月秀吉は没するが、その直前の七月七日秀吉は諸大名に秀頼補佐の盟約を求め、各大名に形見の品々を与えることとした。まず、徳川家康には、「遠浦船帆の絵并金子三百枚」、前田利家には「脇差(三好正宗)并金子三百枚」をはじめとして、細川忠興には「大しや正宗但金子拾枚」、御咄衆木下延俊には「金子拾枚」、中川秀成には「守家(脇差)・金子五枚」、福原直高には「国俊(刀)・金子二枚」、熊谷直陳には「長光(刀)・金子二枚」、垣見一直には「助真(腰もの)・金子二枚」、毛利高政には「助広(刀)・金子五枚」、太田一吉には「真氷(刀)・金子二枚」、早川長政には「信国(刀)・金子二枚」、竹中重利には「きよミツ(刀)・金子二枚」が与えられている。与えられた諸大名人数二五七名、刀劍二〇〇腰となっている(『清正勲績考』)。

これらのうち、豊後と関係する諸氏について、秀吉没後の動向を『清正勲績考』所収史料及び著者黒木石水翁の説をあげながら追ってみることしたい。

一 朝鮮役私曲による改易

慶長の役に目付として渡海した福原・熊谷・垣見・早川・太田各氏は朝鮮の役の私曲により改易という説があり、『廢絶録』⁽¹⁾上巻「慶長五年諸家没収之部」でも、垣見・福原・熊谷・太田四氏は慶長四年改易とし、補注にも、朝鮮出兵中の私曲により改易として垣見・福原・熊谷・早川・太田をあげている。また、『徳川加除封録』⁽²⁾では太田・福原・垣見三氏については、朝鮮出兵中の私曲による改易という説を、西軍に属したことによる改易とともに採用している。その補注でも、太田・福原・垣見・熊谷四氏は私曲による改易としているが、これには早川氏は見えない。

『廢絶録』『徳川加除封録』の補注は、その記述内容が関ヶ原役にまで及んでいるが、その根拠史料としては、慶長見聞集・真田文書・武家事紀・譜牒余録・関原合戦記・水野勝成覚書・駒井日記・当代記・豊後旧記・宮村出雲覚書・豊府聞書・豊

城世譜等があげられている。

朝鮮出陣中の私曲とは如何なるものかを「清正勲績考」によってみると、卷二十一「吟味朝鮮陣中武功」、附り諸將与ニ小西等「確執事」で、石田三成は自分におもねり順う者は太閤に取りなして過分の賞を与え、誂へつらまひい賄どざる者には忠功あるとも太閤に取りなさず、という態度であった。この政道を憎み、三成を討とうとしたのが細川忠興・加藤清正・福島正則・黒田長政・浅野幸長・池田輝政・加藤嘉明の七名であったが、私の遺恨での喧嘩口論禁止の制法により吟味を申し出た。

一方七名が嫌う小西行長は越度があるにもかかわらず、検使の寺沢志摩守広高と相談して三成を頼み、越度を申しひらこうとして一書を調べ、五奉行經由で五老中に差し出した。書面の内容は、加藤清正・黒田長政・鍋島直茂・毛利勝信の事を悪く書き、行長自身の越度をのがれるようとしたものであった。家康はその書の写を清正らに見せ、相違ないかを尋ねた。そこで四人は協議の上、「高麗前後之儀、東目衆中申上条々」一一か条（所収史料）を認め、慶長四年三月二十二日五大老あて提出した。

第一条連判四人申分では、釜山浦陣払の手筈が違い、むさむさとなったとの言上は何れも偽りであるので、以下条数の中で証拠をあげるとして、まず秀吉存生中の明国との交渉で小西行長のとった偽わりの態度をあげ、十分なる吟味を申請している。第二条以下は連判中申分あるいは各人申分として述べられ、最後の第一一条では、文禄の役における大友吉統除国の例を引き、十分なる吟味を願ひ出ている。

内容は東目衆対西目衆小西行長・寺沢広高の確執であるが、「清正勲績考」の著者黒木石水翁は「右ノ趣ニ依テ小西・寺沢大ニ面目ヲ失フ、太閤ヘノ執成ハ元来石田三成負タルニヨリ、三成・行長怒ヲ含ミ密談シテ一度天下ヲ覆シ、遺恨ヲ晴スヘシト益ス隠謀ヲ企テケルガ、三成思慮シテ鍋島加賀守ヲハ小西・寺沢ト和睦セシメ、遂ニ一味ゾ加ヘケル」と結んでいる。

五大老に訴え出したものの、悪の根源は石田三成であるとし、清正以下前記七名は三成を討とうとした。これを知った三成は家康に助けを求めて救われるが、家康により佐和山蟄居を命じられた。

さて、慶長四年夏伏見城において前記訴状にかかわる吟味が始まった。証人として喚問されたのは、その節一方の目付であった竹中隆重・森重政（高政の兄）と、他方の目付福原直高・太田一吉・垣見家純（一直）・熊谷直陳であった。つまり、秀吉によって豊後に知行地を宛行れた諸大名であり、東目目付と西目目付との対決である。

奉行を罷免された石田三成を除く四奉行は竹中・森の負けを宣するが、家康は精しく穿さくし、竹中・森の勝を決定した。福原・太田・垣見・熊谷組の負けの理由は、福原と熊谷とが内談したというものであるが、内容については記述がない。これによって福原は領知木付城を召しあげられ、太田・垣見・熊谷等も改易された、と参考文献等をもとに述べたあと、黒木石水翁は「私考」として「右四人改易ノ由旧記アリ、然レトモ太田・寛・熊谷三人ハ改易ニアラサルニヤ、何レモ豊後ニ小城ヲ持居ケルニヨリ、翌年石田乱ノ時石田ニ与スル故ニ黒田如水軒城攻ノ事アリ、福原一人木附領ヲ召放サルト見ヘタリ、尚可考」と批判している。ここで問題となるのが、領知を没収された福原直高の居所である。「清正勲績考」は木付城とするが、前述したように通説では府内城となっていることである。この点については後述する。

福原直高改易の理由の一つとして、彼は石田三成の女婿として、もっぱら三成と示し合せて船負の沙汰をし、賞罰正しからぬ原因者としての改易という。これにより直高は城を明渡し、石田方へ浪居する。

注 (1) 藤野保校訂 昭和五十二年七月第二刷 近藤出版社

(2) 藤野保校訂 昭和五十年六月第二刷 近藤出版社

二 福原除封と細川の木付入部

福原除封については前述のとおりであり、それが真実であることについては後に述べることとし、まず福原氏と豊後とのかわりを「増補訂正編年大友史料」二九卷四八号文書に注として引用されている「豊陽古事談」により紹介してみよう。

「福原右馬助直高ニ授海部郡白杵城、令知行五万余石、文禄三年」「慶長二年福原右馬助直高、目海部郡白杵城、移封大分

郡府中、慶長二年丁酉二月下旬入府内城、直高者石田三成之婿也、依三成吹挙請之、將軍秀吉倍前地、賜十二万石(大分・速見・國東之内)、新建築城郭(今之府内城是也)、早川氏移木付也、」 「慶長三年戊戌七月十五日依府主直高命、生嶋新助詣由原山、免許神職社僧之田宅境内之入貢、其高五十四石五斗六升九合、右永世免許之状被申渡也、」 「荷揚城、慶長四年四月改築豊府新城、成三階高樓、及諸士大廈、福原氏大喜曰、准地名可名荷落之城、然落城者城之名不可也、因之名荷揚城、普請未成半、然先移新城、以成其事、於是城主調諸兵行粧、発旧地、入新城、府中士庶賀之、」 「福原氏所領改易、慶長四年五月、家康公責右馬助曰、曾無軍功、倍前地、領豊府、改旧壘築新城、其上來不認我、是皆自石田三成我意起事也、減領地、使帰旧地、因之石田三成合家康公意恨事甚大也、」

これによると、福原直高は軍功もないのに旧地に倍して府内城主となり、旧壘を改めて新城を築き、その上家康にも謁見の礼を取らないのは、全て三成の我意に起因するものであるという理由で、領地を減じ、旧地に帰らしめたという。

福原一二万石は、大分・速見・國東三郡にあったとされるが確証はない。現存する福原関係の史料として管見に入るのは、慶長三年七月十五日付けの、福原右馬助内生嶋新介直房が由原宮官師御房にあてて、由原八幡宮社内、同坊中居屋敷并抱田畠高都合五拾四石五斗余を寄進する旨の寄進状である(『大分県史料』(9)梓原八幡宮文書二二三号)。この寄進状は福原直高の寄進を伝達したものと考えられる。したがって、少なくとも福原直高の支配が大分郡由原山を含む範囲であったことは証明されるが、府内城を居城としていたかの確証にはならない。

今一点の史料が城内文書中にみえる。それは、慶長三年九月十日、大西源次某と徳平吉(兵)衛門某が辻間越後守・同七藏に対し、日出庄・辻間都合五二〇〇石分の惣庄屋を命じ、あわせて乗馬・諸道具免許と扶持人同前の祇候の許可を伝えたものである(『大分県史料』(四四八〇号))。

「増補訂正編年大友史料」二九卷五二号は「從福原馬之助様御書出一通」なる包紙が存するとし、編者田北学氏はこれは誤りで大西・徳平兩名は早川長敏の家臣と推定している。このことについては、同文書「城内氏歴世記」に所収されている

辻間村・日出村式ヶ所之事、惣肝要申付之条、在々百姓等背法、構悪行志之義者不及申、不似合百姓さほしの者、見及聞出可申上、代官給人致談合候て、以来悪所之地も上所可仕立者也、

九月八日
(早川長敏
花押影)

辻間村

七 蔵

越 後

とある史料より、一応大西・徳平兩名が九月八日付け早川長敏書下を施行したものと考えられることから、田北氏の推定も首肯できる。しかし、城内氏は九月八日の史料を、「二同年(文祿二年)早川主馬日出庄一万石拜領、同人之書左ニ記ス」として収録しており、「右折紙 右控ニハ太閤様御役人より之書と云」とも注記している点には一応注意を払う必要がある。

また、この九月八日付け早川史料は、同日付けの次の史料と合せて考える必要がある。

橋爪村・市八木村・蛇口村・窪村・岩下村・富田村・甲斐田村・小原村・六郎丸村・雲取村・竹宮村・上大津留村・下大津留村・長野村・時松村拾五ヶ所之事、惣肝煎申付之条、(以下前掲史料と同じ、「増補訂正編年大友史料」二九卷五〇号)。

九月八日
(花押)

この史料は宛書を欠くが、二点の同日付け史料から早川長敏の支配範囲は現大分郡庄内町・挾間町内一五か村と速見郡日出・辻間に及ぶものであることは判明する。したがって大西・徳平の施行が慶長三年であることが正しければ、この九月八日の二つの史料も慶長三年であることは間違いないこととなる。そしてその居城は府内城にしか求め得ないこととなる。

また、慶長四年閏三月十九日、家康等五大老は連署して蜂須賀阿波守・黒田甲斐守に、朝鮮蔚山表後巻の仕合につき連絡不十分であったことを認め、新儀の代官所を従前通り返付し、あわせて豊後府内城も早川主馬に返付するよう申し付けた(「増補訂正編年大友史料」二九卷五七号)とあることから、早川は府内城主であったことも証明される。

次に、細川氏の木付受封から、福原氏と木付の關係を眺めてみる。慶長四年十二月家康は、細川忠興に対し多年の軍功は枚挙にいとまないものであると賞するとともに、朝鮮在陣における功も秀吉の耳に達していない、今度の吟味で事実も判明し、かつ又前田利家と家康との不和の節の家康に対する親切にも何の好意も示し得なかった、欠圀もあらばこれを宛行はんと思つたが、当時は自分の所存通りにならなかつた、今豊後國に六万石の明地があるので、これを大坂の台所料に遣わすから、請け取りに然るべき人物を派遣せよと伝え、福原直高の居城木付城を賜わつた、と述べる。

続いて、忠興は城主に老臣有吉四郎右衛門立行を据えることとし、城請け取りには丹後久美城主松井佐渡守康之を差し向けた。康之は家士二一騎・雑兵三百余を率い、二月二十一日久美城を出立し海路木付に向かった。有吉立行は宮津の屋敷から鉄砲三十挺頭魚住市正昌永をはじめ、魚住永友・松田七右衛門・河喜多一生・岡本長堅・桑原一俊・速見清行・可児清左衛門・上村盛次等と立行の士卒若干と共に出船し、二月二十一日播州室津に着船、以後兩名は船を揃え三月三日木付下庄の城下市店につき、何の支障もなく城請け取りを完了した。一方忠興は、三月二十日大坂より丹後に歸國し、四月一日丹後を出船し同十五日木付に着船した。以後領内巡検、黒田如水との会見の中で、家康の上杉景勝討伐行動が浮上したことにより、四月二十九日木付を出船し、五月五日家康のもとに參上した。六月初め丹後に歸り、家康の大坂出陣と合せて出動すべく用意し待機した、と述べる。

この家康の奥州出陣中、石田三成は大坂に入り、大谷・増田・長東・安國寺と協議して毛利輝元を盟主として家康と対決することとなる。三成らは「内府ちがひ之条々」一三か条を發し、各武將を募つた。

慶長五年七月十七日、長東・増田・德善（前田基勝玄以）三名が連署し、松井康之に対し、

急度申入候、今度景勝發向之儀、内府公上卷之誓紙并 太閤様被背御置目、秀頼様被見捨出馬候間、各申談及楯鉢候、内府公御違之条々別紙ニ相見シ候、此旨尤と思召、太閤様不被相忘御恩賞者、秀頼様へ可有御忠節候、恐々謹言、（追而書は省略）と、康之の上洛を促した。

一方、忠興出陣の留守は父幽齋が預かっていた。石田三成は、丹波・但馬の兵を向けることとし、七月十七日、羽柴越中守事、何之忠節も無之、太閤様御取立之福原右馬助跡職従内府公得扶助、今度何之咎も無之景勝為発向内府へ助勢、越中一類不残罷立候段不及是非候、然間従秀頼様為御成敗各差遣候条、可抽軍忠候、至下々も依働可被加御褒美候、恐々謹言、

七月十七日 長 東 大 藏

増 田 右衛門

徳 善 院

別所豊後守殿

の例のように檄を飛ばした。

この文書は、丹後攻めの情報を入手した加藤清正が、七月二十七日木付の有吉・松井に對し、有吉の在城、松井の丹後帰国を促した時に添えられた写である。この史料から、木付城主が秀吉恩顧の福原直高であったことが判然とする。

『清正勲績考』は、「忠興君ハ今度関東へ出陣、丹後田辺城ニ幽齋玄旨君留守シ給フヲ攻拔ヘシト丹波・但馬ノ軍勢ヲ差向ルニ奉行中連判ノ書ヲ以テ、寄手ノ諸將ニ七月十七日申越ス趣ハ今度羽柴越中守忠興事何ノ忠節モ無之ニ秀吉公御登庸ノ福原右馬助何ノ咎モナク豊後木附ヲ召放サレ、其跡ヲ内府ヨリ忠興ニ賜リ、剩ヘ其罪モナキ景勝ヲ退治トシテ奥州へ発向ノ加勢トシテ越中一類不残出陣ス（後略）」と先の史料により説明を加えている。

なお、慶長五年十一月二日秀忠は関ヶ原合戦の恩賞を与えるが、豊前及び豊後杵築を安堵された忠興は、同日づけで重臣に對し、「我々事豊前一国ニ豊後ニ而国崎郡・速見郡相添拝領候、木下右衛門大夫にも豊後ニ而早川主馬拝領之郡可被遣由ニ候、左候へハ我々拝領之郡ニ寄無残所忝儀候（後略）」と伝えていることから、福原氏が府内を領していたとするわけにはいかない。

三 早川・熊谷・垣見・太田諸氏

「廢絶録」「徳川加除封録」補注は、標記四氏とも朝鮮の役での私曲により、蟄居・改易となったとするが、「清正勲績考」では前述したように、早川氏を除く三氏は福原と共に改易になったという旧記を批判している。

「増補訂正編年大友史料」二九卷五一号文書の注として採用する「豊陽古事談」は、「早川主馬首長政、文禄三年春蒙秀吉之命、入豊府城、即領地一万二千石、御預地四万八千石也」「慶長二年早川主馬首長敏、自府中移速見郡木付城」「慶長四年五月蒙家康公命、早川主馬首長敏、従木付城再為豊府城主、知行高二万石」「慶長五年七月、石田三成・小西行長等起逆意、馳檄於諸州、促大兵、于時早川氏得石田書（中略）属石田」と掲げている。これによっても早川氏の朝鮮の役の私曲による改易は見えない。

毛利家文書（「増補訂正編年大友史料」二九卷五七号）によると、

朝鮮蔚山表後巻之仕合、今度様子聞届候之処、御自付衆言上之通、不相届儀と存候間、新儀之御代官所、如前々返付候、并豊後府内之城も早川主馬ニ返付候様ニ申付候、然上者、於彼表其方非越度之段歴然候間、可被得其意候、恐々謹言、

（慶長四年）
閏三月十九日

利長

輝元

景勝

秀家

家康

蜂須賀阿波守殿

黒田甲斐守殿

とあり、早川長敏は朝鮮在陣中越度があつた旨の讒言によるものか、一時府内城を召放されたものの、慶長四年閏三月十九日には越度の事実が否定され、五大老によって府内城を返付されたのである。

この史料によつても、府内城主福原直高が改易されたという事実は否定され、「清正勲績考」所収史料に示される木付城主という事実が証明されることになる。

さて、早川長敏は幽斎の守る田辺城攻略のころ、熊谷直盛・寛一直・福原直高らとともに三成の拠点大垣城に入つて旗本となり、家康の上洛を阻止することになるが、最初は田辺城攻めに出陣した。この時には毛利高政も参加している。慶長五年七月晦日付けで忠興にあてた松井・有吉等一一名連署状（所収史料）によると、「早主・毛民太今ニ在大坂ニ候、是ハ無了簡、輝元可為一味と存候」と豊後における情勢を踏まえて連絡している。続いて八月二十八日には、「早主馬丹後へ被立由候へ共、内右衛門ハ一段無疎略、万事心付にて御座候（所収史料）」と豊後における早川勢の態度の不安定さを告げ、あわせて竹中重成については病と称して豊後高田城に在城して、木付城と意を通じている、また毛利高政の留守居共も木付城と意を通じている、中川秀成も未だ在国中で、四五日以前中川長祐が上坂したとも告げている（所収史料）。

これらの史料から、西軍方としての意志を明確にして上坂したのは、早川・熊谷・垣見・毛利四氏であり、中川氏は情勢待ちではあるが、当面は大坂方との連携は保ちたいという姿勢であり、竹中氏は一応東軍方としての態度であつたといえる。

次に太田氏の動向についてみる。慶長五年七月十七日、長束・増田・前田三名は連署して松井康之に対し、「内府ちがひの条々」をもとに秀頼への忠誠を誓い上洛するよう呼びかけたことについては既に述べた。松井はこれに何の返答もせず無視したため、八月四日再び長束・石田・増田・前田四名連署の書状及び毛利輝元・宇喜多秀家連署の木付城没収の命を受けることとなつた。まず四名連署の内容は、家康との対決が決定したこと、関東の伊達・最上・佐竹・上杉らの連合、人質の大坂收容を述べたあと、細川忠興は人質を一人も出さず悉く関東へ出陣し、その上何の忠節もないのに新知（木付城六万石）を手に入れたのは道理が通らないので、丹後の城々悉く没収し、田辺城攻略を開始した。落城も問もないことであるが、貴所（松井康之）

は秀吉が特に目をかけ知行も下されていたので、秀頼への忠節を致すのは当然である。詳細は太田美作守一成（一吉の子）へ申し渡し差し下すので、速かに木付城を明け渡せ、というものであった。

この書状とともに下された輝元・秀家の書状は、

其郡之義、為可請取、太田美作方指下候、於様子従年寄中（前記四名）、可被申入候間、早々明可被渡候、恐々謹言、
という、城明け渡しの命令であった。

太田美作守一成は木付城を受け取るため八月十二日木付の近くに着船して城の情報入手に当たった。籠城を覚悟して容易に明け渡す情勢にないところから臼杵の父のもとに向かった。そして小倉長斎なる隠遁者を頼み、木付城の松井・有吉に次の書（所収史料）を呈した。

其以来ハ久々不懸御目無音昔本意候、上方之様子定而可被及聞召候、就其御城拙子請取申様ニと御奉行衆被申付而、別儀不存候へ共昨日罷下候、則御奉行衆御折紙持せ進候、従御返事重而可得御意候、此時ニ候間別而御馳走申度心底ニ候、委曲小倉長斎ニ中含候間不具候、恐惶謹言、

八月十三日

太田美作守

一成 判

松井佐州様

有吉四郎右様

人々御中

この書を持参した小倉長斎を追い返したことにより、太田父子は船を仕立て深江（日出町）に入り、古城を修復し楯籠ろうとした。これを知った松井・有吉は歩卒・人夫若干を深江に派遣し、夜中に古城の本丸・二丸を全て破壊した。これにより太田父子は楯籠り得ず、直ちに帰坂し、その旨を報告した。なお、増田長盛は八月十四日づけで、再度松井康之に対し西軍方に

味方するよう書を与えている（所収史料）。

松井・有吉は八月十七日、この太田一成下向の件を加藤清正・黒田如水に報告するが、清正は二十日慎重なる行動を取るよう伝え（所収史料）、あわせて兵糧二百石、玉薬五千放を送った。なお、如水からも兵糧・大筒三丁・鉄砲・玉薬が贈られている（所収史料）。

八月二十八日、松井・有吉両名は、細川忠興に対し、「太山飛驒・美作父子船共相催、深江之古城ニ夜籠ニ舟を着、足懸万拵旨申由候間、本丸・二丸迄念を入引被申候、一分の働者中々成間敷候、日向・薩摩衆相催由申候事（所収史料）」と報告している。

四 毛利高政の動向

毛利高政は西軍方につき、田辺城攻めに参加した（前述）。『清正勲績考』は次のように説明している。幽斎は七月十八日より田辺城にあつて指揮していたが、寄手は丹波福知山城主小野木公郷をはじめとする丹波・但馬・豊後勢で、日夜猛攻に及んだが堅城のため攻めあぐねる状態であった。寄手の小出大和守吉政・谷出羽守衛友等は幽斎の徳を慕い内通しようとし、また関東方へもその旨を密かに知らせていた。そこで忠興は森三右衛門を使者として那須野原より派遣し幽斎と連絡を取ることとし、まず谷衛友に手引きを依頼した。しかし、寄手の中心人物小野木方の横目の監視が厳しく如何ともしがたいため、毛利高政の持口に行つて依頼するよう告げた。

やむなく森三右衛門は毛利陣に行き、幽斎との連絡のため赴いた事情を説明した。毛利の老臣等は兼て心を両端にして、木付にも内通していた。毛利隼人はその旨を高政に執りなした。高政は、幽斎・忠興には何の遺恨はないとはいえ、かかる重大な使者を毛利氏が城内に入れたとあつては後難測り難しとして、森三右衛門を差し返すよう命じた。これに対し隼人は、この使者を城内に入れば幽斎も籠城の覚悟を決めるであろうし、もし家康の勝利となれば、その節の申し立てともなり、毛利家

のためにもなると諫めたが、高政は承知しなかった。

隼人はやむなく三右衛門を陣中に匿して機会を待つこととした。隼人の態度に疑心を持った高政が、隼人の陣中を探索することになったため、隼人は三右衛門を竹簀にまいて竹束の中にかくした。危機を脱した三右衛門は隼人によって城内に送り込まれた。この時隼人は、寄手は近々火箭を射かけるので、用心をするよう、寄手の戦術を告げるとともに、籠城の覚悟に必要な数か条も告げ、無事入城したら合図のため鉄砲を三発うつようと頼んだ。また、連絡後の帰途でとがめられた時は、隼人親類の落人と答えて通るよう伝えている。

森三右衛門は無事使命を果たし、忠興のもとに帰還した。二回目の使者中津海五郎右衛門も隼人の手引きによって無事使命を果たした。これにより、後日忠興は隼人の次男新五左衛門を所望し、三百石を与えた上、名を沼四郎左衛門と改めさせたという。

所収史料によって毛利氏の動向をみると、七日晦日づけ松井康之以下一名の連署状には、「早主・毛民太今ニ大坂ニ候、是ハ無了簡、輝元可為一味と存候事」と、毛利高政は完全に大坂方についているとしている。続いて八月二十五日づけ忠興あて松井・吉連署状には、「毛民太も丹後へ被立由候、是も留守居共当地へ申通候事」と、毛利氏内通の事実を伝え、石垣原合戦後の情況として、九月十九日づけ忠興あて書状には、「毛民太持分ハ人数を被遣、玖珠郡ニ兩城候、是ハはや請取申候、民太居城も留守居人質を可出由ニ候事」と見え、「玖珠郡主毛利民部少輔長高^{高政}持分ノ日田郡隈城、玖珠郡ノ角牟礼ノ城ニケ所ヲ如水軒ニ明渡ス」と説明している。

黒田家旧記(中)(内閣文庫蔵)は、「(首略)此所にて彼是手間とり候内に、福原右馬允か府内の城、太田飛驒守か居城白杵、此兩城へそれくの知音手筋を以て扱ひをかけ、城を請取、番を入置、夫より同國玖珠・日田郡ハ毛利民部少輔か領地なり、玖珠郡の内角牟礼といふ山は四方岩石にて道一筋なり、此城には郷人とも籠り居、日田郡熊の城ハ民部少輔か居城なれハ、家老共籠居候、其身ハ丹後國田辺の城攻手にて留守なり、然れとも、民部少輔ハ能人を持たり、殊に富来より遠方なれ

は、扱にも不便利にて手延に成へしとて、栗山に母里与三兵衛・百富河内守入道長世・菅七郎兵衛以下を差添て遣ハしける、まつ角牟礼の城ハ郷人共はかりなれハ、色々すかして城を請取、地下の土民ともを引なひけ、玖珠一部をハ手に入、熊の城へ扱ひをかけ候へとも、一円に同心不仕、結句豊前の国の内にて、くら谷と申所ハ境目なり、此一在所へ夜討をして火をかけ、残らず焼払なとしけれハ、さらは責落すへしとて栗山下知して熊の城へ押よせ候へは、城中より佗言仕候へとも、弓矢の習とはい、ながら、くら谷を放火仕りたる事不届にて候間、是非ともに責落し可申旨、栗山申けれハ、くら谷夜討事ハ城中にて曾て不存事にて候、城に籠り不申、在々に残り居たるあふれ者ともか乱放の爲に致したる所にて候間、此段御免下され候様にと百富入道に付て佗言仕候間、然らハとて城を請取、此旨を富来へ注進仕候へは両郡早速静謐仕候段（後略）」と、毛利高政の支配地は日田・玖珠二郡で、居城は熊川隈城としている。

ところが、「黒田如水軍記」によると、石垣原合戦後、高政の所領佐伯・角牟礼・日隈を栗山利安をして政撃したとみえる（『佐伯市史』）。ここで毛利氏と佐伯との関係をみると、まず「寛政重修諸家譜」は、天正十五年三月十五日日田・玖珠二郡の内二万石を与えられ日隈城主になった。文禄元年軍奉行として渡海、同四年九月太閤より領知の判物を拝領、慶長二年軍監として再び渡海、同五年石田三成の催促に応じ、のち家康に帰降、同六年四月五日所領を海部郡の内に移され佐伯城を賜う、という。したがって、高政と佐伯との関係は慶長六年四月以降ということとなり、「黒田如水軍記」とは矛盾する。

しかし、「豊後日田出口村書上」（東大史料編纂所蔵影写本）によると、慶長二年の朝鮮渡海に当たって、日田郡鎌手村を知行していた一二婦若狭なる人物が高政に従って出陣した。若狭は戦勝祝賀会を開催することを予定し、石田佐平次・角田佐介が知行している出口村の築の利用を朝鮮から依頼した、とあることから、毛利氏が日田郡を領有し、家臣に知行地を与えていたことは判明する。

続いて書上は、出口築の利用をめぐる、鎌手村と出口村が対立するようになり、出口村の訴えによって郡代毛利隼人が直ちに佐伯に報告したところ、佐伯から毛利図書が日田に入り、隈城で裁判を行った、と述べる。

この事実を裏付ける史料は現在確認されていないが、「毛利藩史料」（佐伯市立図書館蔵）中に慶長二年の「海部郡佐伯庄大坂本内八戸村検地帳」などが残されている事実からすれば、慶長二年当時高政と佐伯の間には何らかの形で関係があったことが考えられる。

五 中川氏と田原紹忍・宗像鎮統

岡藩主中川秀成が「清正勲績考」所収史料中に登場するのは、朝鮮役以外では慶長五年八月二十五日付け松井・有吉連署状中に、「中修理今ニ不被上候、四五日以前平右衛門被上候、妻子新駿へ奉行衆被預候故、あいしらひと聞へ申候事」とみえるのが初見である。この史料に続いて石水翁は、「大友譜代ノ長臣田原近江入道紹忍・宗像掃部助鎮次（マツ）ト云者アリ、先年朝鮮陣中ニ於テ大友家改易ノ時、彼兩人ハ名アル武功ノ者ナル由太閤聞シ召レ、田原紹忍ニ祿三千石、宗像掃部ニ同二千石賜リ、豊後竹田城主中川修理大夫可成ノ旗下トシ給フ、今度ノ大乱ニ就テ清正君ニ属シ相働クヘキ旨ヲ乞ト云トモ、田原紹忍ハ隠ナキ表裏ノ士ニテ、且天主教ノ根本タル故、大友宗麟ノ家ヲモ自滅セシメ程ノ者ナレバ、清正君之ヲ肯ヒ給ズト云トモ、種々ニ辨口ヲ以テ一味ノ誓状ヲ呈ス、故ニ表ハ免許シ給ヘトモ、裏ニハ之ヲ猜ヒ給フ」と中川・田原・宗像の関係を略記したあと、清正との関係を史料をあげて説明する。

八月二十九日清正は松井・有吉兩名に、「（首略）我等かたへ拵候様ニと紹忍・掃部かたより申越候、我々ニ不及申候由取次之者より返事させ申候、表向ハ内府公へ右之兩人非無沙汰之通、我々ニも表裏無之可為同意候旨誓紙を差越候、其分ニ仕置心者油断無之候、右之御心持御油断有之間敷段、以飛脚申入候き、（後略、所収史料）」と紹忍・鎮統が東軍として清正の旗下に入りたい旨の誓書を提出して来たたと告げたのである。

著者石永翁は、その後吉統の豊後入国により兩名は中川家を謀り欺き、人質を捨て大友の旅宿に至り、はじめの程は関東に味方して運を開くよう再三諫言したが、吉統の承諾を得られず、逆に味方するようたのまれたので討死を覚悟し吉統に一味し

たと、説明する。

さて、石垣原合戦で敗北した大友吉統は、田原紹忍を使者に立て、毛利太兵衛のもとに降伏を申し出て、同日（九月十四日）夜如水のもとに出頭した。如水は吉統を中津城に送り禁錮した後、大坂に送って長政に預けた。

石垣原合戦勝利の報は、援軍のため肥後を立ち玖珠郡引地村に至った加藤清正のもとに九月十六日届けられた。清正は、松井・有吉に対し、「吉統事ハ不及是非候、掃部首をは我々ものニ討捕せ申度候、さりとてハ此中之表裏重々之誓紙在之事不及是非候、御手前機遣ニ存聞かけニ出陣申候処ニ、右之仕合先以令安堵候（所収史料）」と誓紙を反故にした紹忍・鎮統に対する清正の激怒ぶりを伝えている。兩名のうち鎮統は石垣原合戦で戦死するが、紹忍は臼杵の太田攻略中戦死してしまふ。

中川平右衛門を上坂させただけで、情勢がどちらに傾むくかを見極めた後、行動に移そうとして中川氏を仰天させたのが紹忍と鎮統である。内容は兩名が中川氏の旗印を盗み出して石垣原に立てたことによるものであるが、石水翁は、「然レトモ中川氏ハ大友ニ組セス、今度ハ関東ノ御味方トシテ出軍セラルヘキ趣ナリト云トモ、士卒過半大坂ニ在リ、城ヲ守ル所ノ人数至極ノ微少ナレハ出軍ノ力ナシ」と中川擁護の態度を取り、松井・有吉が中川に対し、石垣原に中川家旗印のあることの質問について九月十六日づけ中川可秀の回答の書を収めている。

まず、戦勝を賀した後、「拙者事、此節何とそと存候儀、度々如申候、数多大坂ニ于今在之候ニ付、一日一日と打過無念至極（後略、所収史料）」と述べる。これによると、東軍方木付城に対し、中川氏は度々兵員の少ないことを伝えていることが判明するが、果して中川氏の基本的態度を示す本音であったかは疑問の余地がある。

次に、本題の紹忍・鎮統については、「田原紹忍・宗像掃部事御不審尤ニ候、右両人之事最前より方々才覚共在之由ニ候間、拙者かたより人質出候様ニと申懸候へとも、色々理届にて今日之明日之と申候而相延候、折節吉統不日其地江相被下候由ニ候間、さしつめ人質之事申候而取置候、然処ニ当国之者はたへハ上下共ニ見きりかたきと存、同者妻子共ニ引越候へト申候へハ、此間不残差越間心安存候つる、然者其後兩人より申越候ハ、吉統下国之事候、久敷なしミ候間一夜帰ニ見廻度候、殊更

如水へ申談ル子細候間、吉統へ参候而、左様之儀共迄も入魂申度由二候、先此方方江被越候ハ、談合可申と申遣候得者、返事ニも不及、一夜帰ニ参罷帰候と申置、浜沖へ被参候様子、口上ニ申含候間可申達候〔所収史料〕と、兩人より人質を取ろうとしたが理屈をつけられて果さなかった。吉統下國の報があつたので、さしつめ人質を徴収し安心していた。その後、兩人より一泊行程で吉統を見廻りたいし、如水とも相談したいこともあるとして出かけたと述べるだけで、旗印の件については何の申し開きもしていない。

静謐となつた豊後を後に、松井康之は丹波福知山城攻めのため出帆することとなつた。この時にあたり黒田如水は、十月八日づけで井伊直政・金森長近・有馬則頼・浅野長政・細川忠興・黒田長政あてに、大友吉統討伐における松井・有吉の一番手柄を告げ、家康への取り次ぎと感状下付を頼むと共に、九州の内、忠・不忠の次第を康之より聴取してほしいと認め、康之に托した〔所収史料〕。この前日、如水は康之に対し、「上方乱之刻、九州之衆心持之事、加主計我等間之事、手切働之事、中川修理初中後違之事、府内留守居前後無相違事、民太留守居之事、竹伊豆事、柳川相働、付城申付、鍋嶋人数入置、薩摩へ可能出候事、熊谷・垣見城之事、太田飛驒父子之事〔所収史料〕」と一〇か条にわたる件を報告するよう覺を与えている。これによってみると、黒田如水は中川氏の態度を「初中後違之事」と厳しく評価している。

六 「清正勲績考」の史料的价值

「清正勲績考」は加藤清正の長子忠正の菩提寺である熊本県八代市本町一丁目泉福山本成寺に伝世されている。著者は松井家家臣黒木栄助貞中入道石水翁で、現蔵本は自序により三稿本であることが判明するが、浄書本があつたのか、あるいは未完のままであつたかは判明しない。

本史料の構成は、自序により本文二八卷、首尾二卷の計三〇卷であつたらしいが、現蔵本は五冊である。第一冊が首巻・附録、第二冊が巻九〜巻一二、第三冊が巻一七〜二〇、第四冊が巻二一〜二四、第五冊が巻二五〜二八まで、散佚・欠本分の内

容は首巻総目録によって推察される。著作の時期は宝暦元年（一七五一）ごろ着手、同四年（一七五四）二月十五日脱稿である。

黒木石水翁は、享保四年（一七一九）御側御中小姓として出仕以来、御納戸役、御給仕役、軍法稽古、御側御乗馬組、軍事師役を経て、享保二十一年（元文元年・一七三六）に松井家譜の編さんを命じられた。しかし、寛延三年（一七五〇）には軍法の誤りによって師範役を辞任させられ、宝暦三年隠居剃髮して石水と号したという（『清正勲績考』解題所収「先祖附」）。

以下、本書編さんの目的・態度及び史料性について、本書解題によって紹介してみよう。まず目的は、加藤清正が小身より身を起し、その偉勲が他大名に遙かに優れていることと、清正の神仏尊崇の態度、特に日蓮宗の熱心な信仰と弘布を礼讃したことから、清正の勲徳が次第に巷間に広がって清正公信仰が形成されるようになった。特に享保年間に爆発的に広がるが、信者の多くは清正の事跡についてはほとんど知らないという状況であった。当時、清正の事跡を述べた「続撰清正記」七巻では文談が簡素であるということから、本書が編さんされることになったという。

さらに、清正の事跡を述べるに当たっては、清正の勲徳だけではなく、主家松井家・本藩細川家の武威・精忠・仁政・義行をも併記するとともに、他の大名の行動等をも紹介し、客観的な態度の上に立っての編述態度をとっている。

編述に当たっては、「続撰清正記」等二種の文献を参考にしているが、これを全て是とせず各所で批判している。例えば、関ヶ原役直前の豊後の領主交替について、諸説が太田・寛・熊谷・福原四氏の改易とするのに対し、石川翁はこれを誤りとし、福原氏のみ改易であると指摘していることなどである。この論理は、原典主義という態度が底流にあり、主家松井家文書をはじめ、細川・黒田・加藤清正関係・本妙寺所蔵・日下部・下津・坂本家の各文書及び諸家の家伝・家譜などの一等史料を精査した上に立ったものである。

特に、豊後杵築城をめぐる問題は、それまで恐らく秘蔵されていた松井家の文書を多用し、清正との関係、杵築・府内城周辺の町人・農民・旧武士層の動向まで明瞭にしているもので、これらの文書は今日の研究にも未公刊史料であるだけに、即座

に我々が使用しうる基本史料といえるであろう、と解題も高い評価を与えている。

本書は、昭和五十三年解題の筆者熊本大学教授森山恒雄氏によって発見され、五十五年熊本市妙寺宝物館移転新築記念の文化事業の第一歩として公刊されたものである。最後に本書が大分県に与える影響は極めて大であることを痛感させる重要な史料を含んでいることをつけ加えて、結びとしたい。

(大分県総務部参事

大分県地方史料叢書八一

文化一揆史料集 (一)

党民流説

豊田・秦・楢本編

近世二豊の最大の一揆、文化八・九年一揆に関する基本史料「党民流説」を収載。底本として後藤碩田の自筆本を使用。その公刊は、全国の研究者からも注目を集めている。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書八一

文化一揆史料集 (二)

岡藩編

豊田・秦・尾登編

本巻には、「竹田領百姓騒動記」など八史料を収録した。これによって現在入手し得る岡藩内に関する文化一揆史料は、ほぼ網羅されたといえよう。今後、県下の文化一揆の研究が飛躍的に進展するものと期待される。

(頒価 会員二〇〇〇円会、員外二五〇〇円・送料共)

大分県地方史研究会